



事務局 す。それでは早速報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 まず訂正をお願いします。5ページの番号1番の案件は取り下げとなっておりますので番号2番を1番に訂正をお願いします。9ページの番号3番の譲渡人の氏名の所を〇〇〇〇に訂正をお願いします。議案書の1ページをお開き下さい。

議長 報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告第11号（番号1と番号2）読み上げて説明

議長 はい、ありがとうございます。続きまして2ページの報告第12号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 報告第12号農地法第18条第6項による届出について報告第12号（番号1と番号2）読み上げて説明

議長 はい、ありがとうございます。それでは3ページ目からの議案審議に入りたいと思います。議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について議案第19号（番号1と番号2）読み上げて説明

議長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありました。それでは1番から2番の担当委員さんの方は説明をお願いいたします。

10番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、それでは番号2番。

17番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、ありがとうございます。今担当委員さんから1番、2番について説明がございました。それでは審議をいたしたいと思います。質問を受けますのでどなたか質問のある方はよろしくお願いします。はい、1番穴井さん。

1番委員 1番穴井です。最初の〇〇〇〇さんの地上権の再設定と書いていますね。農地法の3条の場合で貸し借りそれとも賃貸になるのかね。賃貸借契約になるのかね。地上権設定、いくらか、貸し借りですね。貸し借りはどうなるの。賃貸借、使用貸借。

議長 はい、事務局説明をお願いします。

事務局 はい、事務局から説明します。地上権設定というのがこちら〇〇の太陽光発電ですね。太陽光パネルの下で営農、牧草を作るという計画になっておりまして地上権設定というのが土地の上にパネルを設置しても良いですかというような、設置のためのそのパネルの部分なので

空中をちょっと借りるといような形になっております。そういった説明でよろしいでしょうか。

1 番 委 員 それは賃貸じゃなくてお金は発生するのですかね。貸した側はもらえるの。

事 務 局 こちらにつきましては土地の貸借と地上権含めてすべてに賃貸借となっております。1㎡あたり年間90円となっております。

議 長 いいですか。他にございませんか。はい、無いようですので質疑を終了いたします。これから採決に入ります。議案第19号番号1番から2番について賛成する委員の方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。全員賛成ということで承認することにします。

続きまして5ページ、議案第20号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第20号農地法第4条の規定による許可申請の意見について  
議案第20号（番号1）読み上げて説明

議 長 はい、事務局より説明がございました。それでは担当委員さんの説明をお願いいたします。

1 番 委 員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございました。それでは審議をいたします。質問のある方は挙手をしてお願いいたします。

議 長 いいですか。無いようでしたら採決に入りたいと思います。議案第20号について賛成する委員の方の挙手をお願いします。はい、全員賛成ということで承認をされました。この第4条については大分県の許可案件になりますので県知事さんの範囲になりますので県の方に送りたいと思います。続きまして議案第21号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について事務局より説明をお願いいたします。議案書の6ページをお開き下さい。

事 務 局 議案第21号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第21号（番号1から番号3）読み上げて説明

議 長 はい、ありがとうございました。今事務局より説明がありました。それでは1番から3番まで担当委員さんからの説明をお願いいたします。1番。

10番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 続いて番号2番。はい、田吹さんどうぞ。

23番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして番号3番。

17番推進委員 議 長 [担当委員より現地調査の結果を報告]  
はい、ありがとうございました。1番から3番まで担当委員さんから説明がございました。質問のある方は挙手をしてお願いいたします。ありませんか。

1番委員 事務局 はい。建築面積と書いている。530.89㎡は合っているのですかね。

1番委員 議 長 それは支柱の所。そういうことか。太陽光の広いあれじゃないの。

事務局 はい、事務局。  
530.89㎡のとこなんですけど、こちら転用面積としましては支柱の部分と変電所が転用面積として入ってきております。あくまで農地の中に建てるものとしては支柱と変電所になるので。パネルについては転用には関わってこないというところでこの面積には含まれていません。以上です。

議 長 はい、そういうことでございます。他にございせんか。ありませんか。はい、どうぞ

10番委員 議 長 3番なのですが、これ土地造成というのはすぐさまかかるのですか。それとも計画が何年かかる。

事務局 はい、事務局説明をお願いいたします。  
こちらですね、造成計画としましては令和4年の9月開始で令和9年9月ということになっておりまして、ちょっと5年を超す期間となっております。工事内容としましては、まず土地の均しですね。準備工事から表土の剥ぎ取り、排水の工事、埋め戻しの工事と最終的な整地となっております。以上です。

議 長 はい、そういうことでございます。いいですか。

10番委員 議 長 5年もかけてからどうなんじゃろうかという気がする。皆さんどう思いますか。はたして5年もかけて本当にこれが出来るのじゃろうかという気がちょっとしますが、いかがですか。だいたい造成でこの位するなら、バタバタすれば終わらないかなあという気がするけど。5年もかける必要があるだろうかというのがあってさ。皆さんどう思う。

議 長 私もちっと本人に確認しないと思ひよる。なかなか埋め土となる材料、これいろんな現場から掘った土を持ってくるというのは一度に出来ないんで、まあ〇〇さんも、多分5年はかからんやろうけど、そういうあいまいな言い方だったけど。その前に当然埋め土が準備できれば早くしたいとそういうことを言っておりました。それから手元のこの申請書ですね。ちょうど令和4年から9年というふうにしていますけど、おそらくそこまではかからんとじゃなかろうかとそういうふう

に答えてはいましたけど。事務局に質問というか、これ当然県の方に書類が行きますよね。そうした時になんかそこへん、10番委員さんが言うたように、ひょっとすれば、ちょっと長すぎるのではないですかということは言うでしょう。

事務局 先程会長が言われました通り、おそらく県に、こちら総会を仮に通って県にあげたとなりますと、おそらく5年という工事期間は絶対言われるとは思いますが。5年が必要なだけの理由が説明できればよろしいのですけど。まあ先程こちらで確認できてなかったのですけど、残土が足りない。こういう埋め立ての残土が足りないとなると、材料の不足というところで厳しいという所はあります。

議長 10番どうぞ。

10番委員 農地売買やったら最低3年はとかいう話がありますね。栽培してくれとかいう話がる。それを持ってきて5年も工事がかかると、ちょっとどうかなあというところがあるのですが。本当にこれが出来るかなあという気がちょっとしてならんもので。皆さんにお任せしたい。

議長 〇〇さん水道工事をしているよね。

17番推進委員 そうです。水道工事ですね。言った通り〇〇の高速に乗る時に一軒だけポツンと家があると思います。あそこが自宅なのですけど。あの近所に資材を置くような場所もないということだろうと思います。それで〇〇〇〇さんの〇〇〇〇の真裏ぐらいになるのですけど、そこを造成しようということになったのだろうと思います。多分工事で出た残土を持ってきて埋めようということじゃないかと思うのですけど。それで5年という長い時間を設定したのではないかと思われます。本人は工事が多ければ直ぐ埋まってしまうようなことだと思われます。水道工事屋さんがあまり居ないので多分工事は多いと思う。直ぐ埋まるとは思うのですけど本人は結局何年もかかりそうな気がというような感じだと思われます。

議長 まあその辺はですね。仮定の話になりますけどね。〇〇さんもちょっと埋めてしまうのに、どんどん一時的な仕事が入れば、どんどん埋め土が残土として出て来れば、一年二年で埋まるかもしれませんけど。なかなかそういうところまで、ちょっと余裕を見てといふふうに理解するしかないかなと思われますけど。

23番農業委員 これ、高さが結構ありますけど周りには迷惑をかけないですかね。あそこであったよう、埋め立てて、土石流じゃねえけど。道路までの高さやったら結構あると思うから。

議長 これ、1反7畝ある。結構やっぱ広い。これだけの高さに法面もあつ

てでしょうけど、やっぱり進入路も作らんとね。大型ダンプでどんどん行くような形になると思うだけ。

9 番 委 員 9 番 仲 摩 だ す。 今 話 を 聞 い て い る と、 何 年 か か る か は っ き り わ か ら ん と い う。 埋 め 立 て が、 そ の 間 結 局 土 地 も 営 農 す る わ け で も な い し、 残 土 を ど こ か ら か 持 っ て き て 埋 め 立 て る。 そ う い う 場 合 ど う い う 扱 い に な る。 た だ、 許 可 と し て の 問 題 が ど う い う ふ う に す る の か。 も う 要 す る に 残 土 を 埋 め る た め の 置 き 場 と し て あ と 利 用 は、

7 番 委 員 資 材 置 き 場。

議 長 ま あ、 仲 摩 さ ん が 言 わ れ た よ う に、 こ れ あ の 3 条 で 売 買 す る と な れ ば 最 低 3 年 間 は 耕 作 し て く だ さ い と 原 則 な る で し ょ う け ど。 今 回 5 条 申 請 で ○○ さ ん の 土 地 を ○○ さ ん が 造 成 を し て 資 材 置 き 場 に す る と い う こ と で す の で。 な ん か そ こ が 今、 土 地 に 捨 て た 残 土 が 充 分 出 来 る ま で。 そ の 間 ○○ さ ん が 1 年 で も 2 年 で も 耕 作 し ま し ょ う と い う こ と に は な か な かな ら ん と や な い か。 そ う い う こ と じ ゃ な い と 思 う の で。 私 た ち も な か な かな そ の 辺 の 判 断 が 付 き づ ら い と 思 う。 さ っ き も 10 番 委 員 さ ん が 言 う た よ う に、 5 年 間 で は ち ょ っ と や っ ぱ り、 県 の 方 も ど う か と い う こ と に な り そ う な 気 が し ま す し ね。 そ こ で し っ か り と し た 理 由 が、 納 得 で き る よ う な 理 由 が あ れ ば 県 の 方 も、 あ あ そ う で す か と な る の で し ょ う け ど。 そ こ も な か な かな で す ね。 具 体 的 に ち ょ っ と。 は い、 事 務 局 ど う ぞ。

事 務 局 皆 さ ん、 今 計 画 が 曖 昧 に な っ て い る と ころ も あ る と い う ご 指 摘 を い た だ き ま し た の で、 一 度 で す ね、 こ ち ら か ら 提 案 す る の も お か し い で す け ど、 保 留 し て い た だ い て、 新 た な 事 業 計 画 と い う と ころ で 再 度 審 議 し て い た だ け れ ば と 思 い ま す が ど う で し ょ う か。

議 長 は い、 皆 さ ん ど う で し ょ う。 保 留 し て 結 論 を 今 日 出 す の で は な く て、 売 買 の 申 請 者 で す ね、 詳 し い 内 容 も う 一 度 次 の 総 会、 次 に な る か そ の 次 に な る か わ か り ま せ ん け ど。 そ う い っ た ふ う に 皆 さ ん 納 得 で き る よ う な、 そ う い っ た 資 料 を 作 成 し て い た だ く の が い い かな と 気 が す る。 は い、 ど う ぞ。

10 番 委 員 10 番 だ す。 こ の 際 ね、 竣 工 に な ん で 5 年 か か る か と い う 理 由 づ け、 そ れ と、 も し 5 年 で 県 に 通 し た と き、 通 ら ん か も し れ ん ぞ、 そ う い う こ と を や っ ぱ 言 う て、 早 め に こ れ は 5 条 だ か ら 売 買 転 用 だ か ら ね。 3 条 と は 違 う の だ け ど、 早 め に し て も ら わ ん と。 と う い う の は 県 が 納 得 し な い 気 が す る。 そ こ の と こ 話 を し て、 ま た 計 画 書 を 出 し て い た だ い て 再 審 議 と う い う 形 で い か が で す か。

議 長 は い、 皆 さ ん ど う で し ょ う。 そ れ で は、 一 応 今 回 保 留 し て 再 度 ま た 申

請をし直していただくということで良いでしょうか。はい、わかりました。第21号案件は今回保留ということで、はい3番ですね。3番については保留ということで。それ以外の1番と2番については他に質問がなければ賛成できる方は挙手をお願いしたいと思いますけど、1番、2番どうでしょうか。はい、賛成の方挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。議案第21号の1番と2番について承認をいたしました。ただし、3番については今回保留ということによりお願いいたします。続きまして、議案第22号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について所有権の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 議案第22号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権）

議案第22号（番号1）読み上げて説明

議長 はい、今事務局より説明がございました。それでは番号1番について担当委員さんから説明をお願いいたします。9番仲摩さんどうぞ

9番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、ありがとうございました。今担当委員さんから説明がございました。番号1番について質問のある方、挙手をしてお願いしたいと思います。はい、事務局どうぞ。

事務局 2番、こちらは梨のファーマーズスクールの方ですね。また新しく梨を作られる方が買われる予定ということです。畑は梨畑になっています。

9番委員 新しい人も梨を作るそうです。今研修中だそうです。〇〇さんと聞いたけど下の名前は聞いていません。年齢も聞きませんでした。

議長 研修は1年ですかね。2年。

9番委員 それは聞いてないけど、〇〇さんとこでずっと研修をしているそうです。

議長 ファーマーズでね。

9番委員 はい、そうです。

事務局 長 私の方からちょっとファーマーズスクールについて、基本は2年となっております。ただファーマーズ入校できる年齢がありますので場合によっては期間を短縮して新規就農に就く場合もございます。梨については今回この方が初めてのケースということで第三者承継の形で新たにやっていただくようになります。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。他に質問のある方ございませんか。はい、8番委員さん。

8 番 委 員 あこのこの〇〇さんという方、ファーマーズで入ると思うけど地元の方  
ですか。

事 務 局 長 〇〇さんについては〇〇からの移住者でこちらの方に住所を移されて  
梨経営を始めるということです。

議 長 さっき、局長が言った年齢制限。確か、50歳位ですかね。この土  
地についてずっと梨園を継いでいこうとかいうそういうことはです  
ね。外部の方に拍手したいような気持ちになります。本来ならこれも  
う、〇〇さんも子供がおるけど。後を継ぐとか後継者とかいう。

9 番 委 員 〇〇さん梨を全部止めた訳じゃない。他に梨も畑も。  
議 長 全部ではない。そういうことですか。他にはございませんか。はい、  
無いようでしたら、議案第22号この案件については採決になりま  
す。賛成する委員の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとう  
ございました。賛成多数ということで承認することといたします。続  
きまして、議案第23号。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用  
集積計画の承認について（利用権）でございますけど、この23号に  
ついては事務局からの説明は省略をいたします。それでは番号1番か  
ら3番は担当委員さんの方から説明をお願いしたいと思いますのでよ  
ろしくお願いいたします。はい、14番委員さんどうぞ。

14番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]  
議 長 続いて2番いいですか。  
議 長 続けて。

14番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]  
議 長 はい、ありがとうございました。続いて番号3番。20番委員さんど  
うぞ。

20番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]  
議 長 はい、ありがとうございました。議案第23号番号1番から3番まで  
は担当委員さんの説明がございました。この件について質問のある方  
は挙手をお願いいたします。無いようでしたら採決に入りたいと思  
います。議案第23号の番号1番から3番について賛成する委員の  
方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。全員賛成  
ということで承認することといたします。続きまして、議案第24号  
非農地証明願いについて事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 議案書の10ページをお開き下さい。議案第24号非農地証明願いにつ  
いて

議 長 議案第24号（番号1番から3番まで）読み上げて説明  
はい。ただ今事務局より説明がございました。それでは番号1番から



3番については担当委員さんより説明をお願いいたします。

13番推進委員  
議長

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

はい、ありがとうございました。続いて番号2番。

17番推進委員  
議長

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

はい、ありがとうございました。1番から3番まで今担当委員さんの方から説明がございました。この3件について何か質問等がある方は挙手をしてお願いいたしたいと思います。ありませんか。はい、1番委員さんどうぞ。

1番委員

これは非農地証明ですから畑が山になるとかそういう感じの話になりますよね。結果的にはその時にこの申請される方が相続権者で出てきますよね。そういうのは別に問題がないのですか。他があるんじゃないのですか。例えば相続権者になっている人が農地を貸すとか貸さんとかで全員とか2分の1とか3分の1とかないと出来ないとかあったよね。

議長  
事務局

はい、事務局どうぞ

こちらの相続権者の方につきましては同意書を頂いています。相続権者の方から同意書をもらっていますのでその点については問題ないかと思えます。

議長

そういうことですね。他に質問のある方はありませんか。ないようですので議案第24号非農地証明願いについて賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全員賛成ということで承認をいたします。本日はこれで一応案件の方は終わりました。これで定例総会を終了いたしますけど、終了後に一応支部長会議を行いますので支部長さんはこの場に残っていただきたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。それでは今日の定例総会を終了いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。